

第2版第12刷補足資料

この度、下記の建築基準法の一部が改正された。

「建築基準法の一部を改正する法律」

2014年6月公布

2015年6月施行

法改正の必要性

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故、災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全、安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務。

建築プロジェクトの流れ

①建築計画の作成→②着工→③建築工事→④工事完了→⑤完成使用→⑥増改築、用途変更

法改正のポイント

- ①建築計画の作成の段階で、
 - 木造で建てられる領域の拡大
延焼を防止できるRC壁などで、防火区画すれば、延べ面積が3000m²を超える3階建て学校が、準耐火で可能。
 - 高齢社会対応で、容積率緩和
老人ホーム地階とEV昇降路の床面積を不算入に。
- 上記①と②の間の建築確認及び上記③と④の計画変更確認で、
 - 構造計算適合性制度の見直しー適判機関（構造的安全性をチェック）を自由に選択できる。
- 上記③と④で仮使用認定制度の見直しー建築検査機関でも仮使用認定が可能になる。
- 上記⑤と⑥の間で定期報告制度の強化ー防火設備の維持管理が重要に。
行政による建築物の事故調査権限を強化ー建築物の事故調査が迅速になる。

注記

- 指定確認検査機関ー建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関
- 指定構造計算適合性判定機関ー建築基準法の確認申請の構造計算の適合性についてある一定規模を超える建築物を確認申請を行った建築主事または指定確認検査機関とは別の第三者機関で、審査基準に適合しているかどうかをチェックする。

参考文献

- 日経アーキテクチャー、2015年5-25号（図式的な説明でわかりやすい）
- 国土交通省住宅局建築指導課、市街地建築課 審査者向けテキスト「平成26年改正 建築基準法及び関係政省令等について」